

産業生活常任委員会
予算・決算常任委員会産業生活分科会

(平成25年9月13日)

加藤清助委員長

おはようございます。

それでは、昨日に引き続き産業生活常任委員会及び予算・決算常任委員会産業生活分科会を開催いたします。

本日の審査は、男女共同参画課、市民課、楠総合支所の所管部分であります。

あさけプラザ関連は終わっておりますので、議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分について、追加資料はございませんので、冒頭から質疑から始めたいと思いますので、ご質疑のある方は挙手、発言願います。

伊藤 元委員

おはようございます。

まず一つ目、市民課の主要事業、住民基本台帳カードで一言。

以前にも住民基本台帳カードのお話はさせていただいたのですが、この間まで総合交通政策調査特別委員会の中で高齢者の方の車の運転免許の返納率は、結構上がっているんですね。それに対して、高齢者の方の証明書になるものがこの住民基本台帳カードになってくると思いますので、ぜひ啓発をしっかりとさせていただいて、ご利用いただくようにさらに進めていってほしいということをお願ひしておきたいと思ひます。

これは要望だけなんですけれども、私、本来知りたひこととお願ひがあるんですけれども、楠総合支所費、主要施策実績報告書の中の51ページで少しお伺ひしたいと思ひますが、上の段でいろいろと書いていただひてありまして、市民と協働して自主・自立のまちづくりを進めるためにまちづくり協議会等の地域団体に対して支援を行ひました、いろいろな支援をしていただひているんだけれども、この後、楠地区都市計画マスタープランについて地元で説明を行ひ、合意を得ることができたと書いていただひているんだけれども、私の感覚では、なかなか地域住民全体にそこら辺が落ちていってないような気がしてゐるんです。

本当にごく一部の、役員につかれていますような人たちだけが知っているような状態かな

というようなことを感じておりますので、この辺をしっかりと地域住民の皆さんに周知してほしいと思っておるんですけれども、その辺、支所長、どのように感じておられるか、一言お聞かせください。

一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

先ほどの件ですが、去年から4団体長の会議を開催したとか、いろいろな部分で各団体の長の方にはそういった場所でいろいろ説明していただいたと聞いておりますが、先ほど委員さんが言われたように、いろいろ行政からもそうですが、いろいろな部分をこちらから提出させていただいて、なるべく早く提出させていただいて、その中で各地域の団体の中で各役員会とかそういった部分で下のほうへおろしていただけるような、そういった組織づくりを今後進めていきたいと思っております。

以上です。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

一尾支所長に対しましては、今年度から就任していただいて指揮をとっていただいておりますわけなんですけれども、本当に連日連夜、自治会の会合だとか、まちづくり協議会の会合だとか、いろいろな会合に出向いていただいて、本当にありがたく感謝しておりますが、それを実のあるものにやっていくには、その地域住民の方々への周知が一番大事だと思っているんです。

将来構想なる楠のまちづくり構想をつくったときに、まちづくり協議会の皆さんが本当に頑張ってくらせていただいたすばらしい構想、そして、先だっても四日市市の構想に認めていただきまして、喜んではおるところなのですが、まだまだ自治会の方々との融合が図られていない部分が往々にしてありますので、今年度はぜひもっと会議等の回数をふやすのか、もしくは何かイベントをして、そういう中で広く市民に知らせていただくようお願いしたいと思います。

そのような中で、先日、6月定例会月議会ですが、一般質問でお話しさせていただいた地域審議会は、合併をした当初から新市建設計画の進捗をしっかりと見守っていく、そしてまた、事あるごとに市長にも意見を言い、きちんと是正しながらそれを遂行していくという大きな役割のあった地域審議会です。

ところが、この間の一般質問でもお話しさせていただいたように、中身がなかなか充実したような状況ではなかった。これは議事録を見ての話ですけれども。実際に聞いてみると、どなたも会議を傍聴にも行かれていない。本当に選ばれた人たちだけが、その日出された議題だけを審議していたという、本当に私は後から知って憤りを感じた次第でございます。

今回、政策推進部長もその辺はきちんと認識していただいて、きちんと全体構想を示した中での進捗を説明していただくことで話を聞きましたけれども、実際にもうあと1年半、約束された10年は1年半になりました。これをおくれた分としていかに今後その辺を充実させていくのかという計画、その辺をお聞かせいただきたいと私は思います。

私的な考えでいけば、今までの会議は年に2回程度しかやっていません。これではどうしようもないと思う。ですから、今回、この契機に、来年度にかけてどういう意気込みでやっていただけるのか、ひとつお聞かせいただきたいとします。これは部長からお願いできますか。

前田市民文化部長

地域審議会につきましては、前回の折にも今の楠地区での取り組みの進捗状況がわかりにくいとか、全体の方向性が捉えにくいというご意見をいただきまして、これについては、次回の地域審議会に向けてもっと委員さんの立場に立った全体像も示す中で資料を整理していくこと、その説明のためにいろいろご意見をお聞きしたほうがいいのではないかということで、実は8月20日に委員さん方にいわゆるフリーにトーキングしていただくような懇談会を催しまして、事前にいろいろヒアリングをさせていただいております。そういうようなことも踏まえて、まず審議会の内容の充実については準備をしていく。

それから、関連部局との間での連絡であるとかいろいろな調整もやってきていますけれども、もっとそのあたり、いろいろ説明に当たっても、事前の打ち合わせ等も充実させて、よりわかりやすい形で、どこをポイントとしてやるかということもやっていきたい。

来年度におきましては、新市建設計画が10年目を迎えます。ある意味で、全体の10年間を通じた総括のようなことも必要になってくると思いますので、従前どおりの審議会の開催では、多分、不足するのかなと。当然、一定の期間を評価していくということになりますと、回数もふやしていくことが必要だと思えますし、先ほども申し上げましたように、審議会の審議内容を高めていくこともあわせて回数も考えていきたい。それについては、

より広く周知を図るような努力もして、公開の中でもっと進めるとか、そのようなことには引き続き努力していきたいと思っております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

かなり前向きな発言をいただきまして、ありがたく感じております。ぜひ庁内の取りまとめをいただいて、楠地区の地域審議会、そしてまた住民にしっかりと周知をお願いしておきたいと思えます。

支所長にお尋ねというかお願いしたいのやけれども、審議会に出られている方々は、それぞれ各種団体の代表さん等で選考されていたりとか、まず一般の方々からも選考されて出られているのやけれども、その場に出てきたときに、その人個人の意見にならんように、団体の長であれば、そのこの団体でも新市建設計画に対してどうやろうという意見聴取をやっていただいた上でこの会議に臨んでいただきたい。

でないと、なかなかその辺も浸透しにくい。こういう問題が今ありますよと、こういうふうにしていきたいんだけど、どうやろう、そしてまた皆さんがそれに対してどう考えますかということ、また違う部会でやっていただくことによって、そこでもまた広がりが出てくると思いますので、今年度、帰っていったらもうすぐにまた来月からでもそういう取り組みをひとつしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

先ほどの件ですが、資料を前回の審議会等でも皆さんへの資料提出時期が遅いとか、いろいろな部分がありましたので、今、部長が言われたように、わかりやすい資料を早く作成して、早くそういった団体の中で協議ができる時間がとれるような形で資料作成をしていきたいと思っております。

以上です。

伊藤 元委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思えます。

また部長にお尋ねするのですが、この間も言いましたけれども、新市建設計画のソフト面についてはそういった形でどんどんこれから、遅ればせながらになるのだろうと思うけ

れども広げていっていただきたいのですけれども、ハード面についての進捗についてもお
くれている部分があります。

そういった中で、この地域審議会は法定協議会からの流れを引き継いで事業の進捗を見
守っていくという大きな役割を持っていますよね。事業がおくれている、藤井部長からは
第2次推進計画に載せてしっかりと遂行していくというお話をいただきましたけれども、
誰がその事業を見張っていくのやろうと思ったときに、審議会が10年で解散してしまえば、
あと誰になるのかな。

私たちも選挙があるから、なかなか選んでいただければ見守りはしますけれども、でも、
それをきちんと遂行するには、それなりの事業が延長したんだったら、審議会の延長も
ありではないのかという気がしておるんやけれども、あくまでも法定の中で決まっている
ことだから変えられないのかとも思うんやけれども、でも、そこら辺は臨機応変に対応し
ながら、きちんとした施策を打っていくための、そしてまた行政としての信頼と信用をき
ちんと役割を果たしていくためにはそういったことも必要ではないのかと思うんです。そ
の辺、部長はどう考えられるか、コメントをいただけるとありがたいんやけど。

前田市民文化部長

新市建設計画でおくれている部分についての進捗管理をどう考えるということですが、
まずは一定の10年という仕切りがついて、それぞれの各部門に継承されている事業につい
ては、自然体の管理の中でまず進捗管理がされるべきではないかとは考えるのですが、楠
地区としてのこれまでの経緯ということをどう踏まえるかということについては、今後、
審議会での議論なども十分踏まえていかなあかんとは思っております。

ただ、基本のスタンスは、自然体としてそれぞれの各部門がそれぞれの責任を負ってや
っていくのがまず基本にはあるのだろうとは思っています。

伊藤 元委員

そういう考えもあろうかと思えますけれども、また、それが確かに社会通念上の考えに
なるのかという気はするんです。

しかしながら、始まったときにある程度限度を切られて事業を進めてきているわけで、
当然、おくれることは想定されることやけれども、それをそのままにしておいてええのか
なという気はします。

だから、ここの場で延長するとか、しないとかということではなくて、そういったことも審議会の中で大きく任されている会議体ですから、そこら辺の検討もしていただくようお願いしておきたいと思います。

私からは、もう絶対にこれは延長して、しっかりと完結するまで見張っていったきたいと思っておりますので、私からは延長を要望しておきたいと思っておりますけれども。

本当に9年が経過してきておる中で、審議会の人たちもメンバーがかなり変わっております。そうすると、当初の約束とか、当初なぜこうなってきたという部分が、もう薄れていってありまして、なかなかその辺がわかっていないところがありますので、私たちもふだんそういった方々とお話しする中でも限界がありますので、正しい情報をきちんと提示していただいて、その人たちの役割がしっかりと果たせるようにやっていくのは皆さんの仕事かなと思っておりますので、ぜひその辺、今後は手抜きのないようお願いしたい。おくれた行政の責任もしっかり感じていただいて、今後、取り組みを行っていただきたいと思っております。

今、嫌な話だけれども、実際、いまだに、伊藤さん、何で合併したんやと言う人がまだおるんですよ。それで、いや、これはねといろいろ説明して、全くその辺が理解してくれないということではなくて、情報不足。時間をかけてしっかり説明するとわかってもらえる。なので、そういったところが、今まで日常ですっといろいろ支所だよりとかいろいろな部会の会報で情報は出されているけれども、合併に対してのシンポジウムなども開いていないし、その後について、淡々と過ごしてきたかなという気がしております。

我々は、楠から四日市市と合併してよかったと思っておりますよ、正直。だけれども、思っていない人もかなりおみえになります。だから、それは私たちとしては非常にやりにくい。私たちも努力はしますが、皆さんもぜひお願いしたい。

これは将来を考えたときに、今、市町村合併は一段落しておりますけれども、次の道州制とかいろいろな話も出ている中でその辺も、今、滞っているところがありますけれども、スケールメリットを生かしてしっかりとした自治体をつくっていくというスタンスは変わっていないのかなと思っておりますので、次のステップのことを思ったときに、我々、楠住民が合併してよかったとみんなに思ってもらわないと、次の足がかりになっていけないというのがありますので、逆に、よかったな、楠の人は四日市市さんと合併してとほかの合併を拒んだ人たちが思うようにやっていかんとまずいのではないかという気がしておりますので、今後もしっかりとその辺を考えていただいて取り組んでいただけたら幸いです。

います。

そんな要望で、細かいことはようけ言いたいことはありますけれども、本当に私の目にはしっかりとその辺、皆さんのご努力は見ておりますので、また住民の方には私からもしっかりと説明しながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひその意のあるところを酌んでいただいております。

以上で終わっておきます。

加藤清助委員長

確認したいのですが、先ほど伊藤元委員から地域審議会の継続検討の要望がありましたけれども、合併特例法上の地域審議会の延長は、法的に可能なのですか。

一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

合併特例法上は10年間という形で決まっておりますので、法的には10年で一応終了、この平成27年3月31日で地域審議会は条例等でも決められておりますので、そういった形になると思います。

加藤清助委員長

あるとすれば位置づけを変えた形ということの受けとめですね。

一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

はい。

加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

伊藤修一委員

関連して、今後の楠総合支所の地区市民センター化ということについて、昨年度の取り組みの確認というか、状況だけお伺いできたらと思うのですが、課題となっている地域マネージャーの問題とか、予算の所管事項の問題とか、昨年度のそういうふうな対応はいかがだったでしょうか。

一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

昨年からことし、私が行ってからもそうなのですが、関係部局等の協議をしながら、地域審議会が平成27年3月31日で終わることを踏まえた中で、平成27年に地区市民センター化という方向をめどにしながら、今、各関係部局との財産等の移管とか、市民文化部への移管とか、いろいろな部分で、現在、ずっと調整を図っているところでございます。

以上です。

伊藤修一委員

調整は結構なのですが、昨年度はどういうふうに対応できたのか、中身を。調整はずっと平成27年まで毎年、毎年、調整していくわけではなくて、昨年度はどうだったか、そういう部分とか、地域マネージャーの問題とか、表面に出ている問題については、対応はどうでしたかという部分はいかがですか。

加藤清助委員長

平成24年度の進展状況。まちづくりグループリーダー、答弁できますか。お願いします。

堀木楠総合支所まちづくりグループリーダー

今、伊藤修一委員からご質問のありましたまちづくりに関する支援事業でございますけれども、昨年は53回ほど部会とか勉強会を開催……。

加藤清助委員長

違う。平成24年度の地区市民センター化に向けての方針の進展状況。

伊藤 元委員

大分職員が変わっておる。

加藤清助委員長

変わっておるの。変わっておっても、変わっておるからわからんというわけにはいかん。どなたか。

前田市民文化部長

昨年度は、まず全体のいろいろな予算や決算、それから施設管理、財産管理などをどういう方向性をもって整理するかと、過去からずっと整理しているのですけれども、その考え方について、平成27年度、一定の方向性を出せるようなプランニングというか、その考え方の整理をまずしたところがございます。

ことし、それを踏まえながら、実際に個別の施設についてどういうふうに管理・運営が例えば可能かということも、今、検討を始めておりますし、それから、例えば地区市民センターについても、今、楠公民館との、今は通常のように地区市民センターの中に公民館があるという形ではございませんので、そのような運営のあり方についても今後どうしていくかと。図書館もございますし、そういうようなことについて、より具体的にその課題の整理を踏まえて、より具体的にどんな方法論があるかを、現在、いろいろシミュレーションしております。

中のほうでいろいろ案をつくっては難しいなということをやってみたりとか今やっております、そういうようなところが、今の現状でございます。

伊藤修一委員

ありがとうございます。

部長からお話しいただきましたので、そういうふうに進んでおるということは認識させていただきました。

ただ、平成27年に地区市民センター化というか、移行するのか、平成27年にその方向性を示すのか、そのところのゴールがよくわからないので、その点だけ確認させてください。

前田市民文化部長

一度またこの考え方については整理をして皆様にお示ししたいとは思っておりますけれども、今現在は平成27年度を目指して地区市民センター化を鋭意進められないかどうかということで、今、いろいろ準備を、それはどういう準備をしてきたらいいか等も含めて進めているところでございます。

加藤清助委員長

目標は平成27年度ということですね。

前田市民文化部長

はい。

加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

笹岡秀太郎委員

住民基本台帳費のうち、外国人登録移行事業補助として県支出金が出ているのですが、これは緊急雇用創出事業として出ていますね。これは住民基本台帳法改正がたしか平成21年やったと思うんですけども、4年経過しても緊急雇用としてこの事務補助というのか、登録移行业務補助が必要なのかどうかという、単純なところなんだけど、教えてもらえますか。

石川市民課長

昨年度、実は平成24年7月に外国人の方が住民基本台帳に、入国管理及び難民認定法の改正がございまして、その関係で外国人住民の方に仮住民票を発行させていただきました。

その仮住民票に対しまして、郵送で各世帯ごとに送らせていただいた次第でございまして、その分につきまして返送等がございまして、既に住民基本台帳、外国人登録は置いたままで、例えば帰国してみえる、あるいは市外に転出してみえるというような方も中にはいらっしゃいます。そこで返送で戻ってきた分につきまして、実態調査を実はかけさせていただきました。

その中で、本庁管轄分、各地区市民センターにも応援いただきまして実態調査をした次第でございまして、その分の本庁管内分につきまして緊急雇用で2名の臨時職員の方を雇用いたしまして実態調査をさせていただいたということでございます。

笹岡秀太郎委員

そのあたりの説明はどこかにあったわけですか、資料かどこかに。見落としているのか

な。

加藤清助委員長

説明資料はございますか。

石川市民課長

委員会資料の具体的な数字とかそういったことには書いていないのですけれども、委員会資料の40ページになりまして、市民課の主要事業についてということで、法改正の中でということで（１）の実施事項の中……。

加藤清助委員長

ちょっと待ってね。この分厚いものの40ページですか。

石川市民課長

お配りさせていただいている決算常任委員会資料、市民文化部でございます。

加藤清助委員長

続けてください。

石川市民課長

その中の1ページ、項目1の中で、実施事項の中の3になるんですけれども、外国人登録制度の廃止について職員も研修を行わせていただいたというところで触れさせていただきただけで、緊急雇用がどういった実態で実施したかという内容については明記させていただかなかったので、大変申しわけございません。そういった形で法改正について移行措置の中の一環ということでさせていただいた次第でございます。

笹岡秀太郎委員

わかりました。制度の廃止によって円滑に事業を進めるための緊急雇用という説明だったと思うのですが、それで間違いのないわけやね。

石川市民課長

おっしゃるとおりでございます。そういった形で進めさせていただきました。

笹岡秀太郎委員

69ページの主要実績、この報告書の69ページの法改正、住民基本台帳法の改正によって事業を進めていく中で、来庁者のプライバシー確保に努めたと、こうなっているんやけど、これは法改正だけではなくて、もっと基本的に来庁者のプライバシーの確保はごく普通にやって当たり前だと思うんやけど、特にこの住民基本台帳法が改正されてどうしてここへ特出ししているのか教えてください。

石川市民課長

こちらの69ページの明記につきましては、今まで外国人登録という形で窓口のレイアウト、1階のところになるのですけれども、三重銀行側になっておりまして、そこに外国人登録の受付ということで別出しをしておりました。

今回、法改正を受けまして全て住民基本台帳法に基づくものになりますので、受付を日本人の方、外国人の方も含めましてトータルで受けさせていただくということでレイアウトをリニューアルさせていただきました。

委員おっしゃるように、当然、個人のプライバシーは守るのが以前もそうではないかということだと思います。そういった中で、それぞれ戸籍届、住民異動届を受けるところ、それと逆に東、駐車場入り口に近いほうですと、例えば証明を受けるところということで、市民の方にわかりやすいようにレイアウトとともに色別表示をしたりとか、あるいは電光表示板で来た方をスムーズにご案内できるようにということで、受付の真ん中にも届け書の書き方ひとつ、あるいは申請書の住民票をどうとったらいいのというようなことも色別にわかりやすく表示をさせていただいて、かつ、今まで実はつい立てがお隣の方同士の間が立っていなかったのも、そういった形で個人のプライバシーをこの際に届け出書の受付というところで、例えば離婚届を受けるときに婚姻届を出してみえる方も当然いらっしゃいますので、そういった中でレイアウトを改めさせていただいて、より市民の方にスムーズに処置ができるような形で、レイアウトも法改正に合わせてさせていただいたという表記になっております。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。理解しました。

そういう視点は大事だと思うんやけれども、たまたまこれは本庁の話なんやけど、これは地区市民センター改革の中でも各地区市民センターのプライバシーの確保ができていないやないかという指摘があったと思うんやわ。ここの決算とは少し離れるかもわからんけれども、各地区市民センターのプライバシーの確保という意味で言うと、今、どういう手が打たれているか、拡大して、委員長、ごめんなさい、ずれていますが。

山下市民文化部次長兼市民生活課長

地区市民センターにつきましても、全部ではございませんが、今年の2月、昨年度に各地区市民センターについで立てができるところについてはついで立てのということで、かなりの地区市民センターで、今、データはございませんが、ついで立てを立てるようにはしております。

以上です。

笹岡秀太郎委員

本庁で言うと外国人の方がついでだけでプライバシーが守れるかということ、そうではない部分があって、どこか個人面談室か何かは準備してあるのですか、本庁は。

石川市民課長

個人面談室、奥になるのですけれども、ちょうど市民課の端になるのですけれども、個人面談室はご用意しております。

笹岡秀太郎委員

本庁はきちんとかうやって整備してあるのやけれど、地区市民センターはそういう視点が無いんやけど、個人面談室みたいなきちん確保されたところがなくて、たまたま奥へ入ってというような対応をしていると思うんやわ。これも申しわけない、本庁から少し離れた地区市民センター改革の一部になるけれども、視点だけ教えてください。同じように地区市民センターもやってもらわないといけないと思うのだけれども。

山下市民文化部次長兼市民生活課長

委員のおっしゃるとおりなのですが、まだ、ただ、地区市民センターの場合は、非常に事務局とその部屋の中身が狭いというところもございまして、できるところは自分がいた海蔵地区市民センターなどはドアを閉めて一部屋を中でつくれる場所がございましたので、各ほかの地区市民センターもできる限り、今後、レイアウトを見直しながら、全てすぐにできるかということではございませんが、1回、館長と相談してそのような場所をとれるように努力していきたいと思えます。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

ありがとうございました。

この指標になっているのは、発行する時間になっているけれども、時間よりも大事なはその個々に対する内容かなという思いがするので、指標の設定の仕方はこれで仕方がないにしても、満足度が上がってくるようなところが何か報告書に出てくるような工夫も工夫を今度からしていただくとありがたいという意見をして終わっておきます。

加納康樹委員

事前にいただいた委員会資料の40ページ、41ページから少しお伺いしたいと思えます。

この中で、市民窓口サービスセンターについてということで年次の推移も入れていただいて、だんだん数字も上がってきている、それはイコール市民のニーズもあるということで、それに対応していただいていることには敬意を表します。

であるならば、この市民窓口サービスセンターの無休化、火曜日のオープンに向けてはどのようにか方針はありますでしょうか。

石川市民課長

委員がおっしゃるように、年々こういった形で、41ページにございますように数は非常にふえております。

例えば証明書発行においては、地区市民センターの中でも一番多い常盤地区市民センターの約3倍の件数をしている状態でございます。そういった中で火曜日の開館につきまし

では、今現在、職員体制といたしまして、正職員1名と再任用を2名の正職員3名の体制、それと臨時職員という形で、平日については4名、及び土日、非常に件数が多いでございますので、5名の体制で窓口対応をしております。その中で職員の出勤日数等をおかんがみますと、今現在の体制ではなかなか火曜日をあけるといふところまではいかないのが現実でございます。

火曜日につきましては、お客様からのご照会等につきましては、本庁あるいはお近くの地区市民センター、及び例えば郵送でもとれますよ、電話予約によって例えば住民票ですと宿直の方で8時までになるのですけれども発行できますよという、さまざまな手段で補完をさせていただいているのが今の現状でございます。

以上です。

加藤清助委員長

火曜日営業は検討していないということですか。

石川市民課長

今の市民窓口サービスセンターでということにつきましては、今のところは検討はしておりません。

加納康樹委員

それを検討してほしいと思っています。

何でかという、商工農水部のそこに併設してある四十三茶屋のところできつく言ったんですが、文化力でケチをつけましたけれども、商工農水部のほうでは観光を絵そらごとのように言うのでケチをつけたんですけれども、四十三茶屋は観光をうたうくせに火曜日に閉めるとはということやと言ったら、商工農水部のほうは、いや、横の市民窓口サービスセンターが閉まっているのでという言いわけ、市民文化部のせいになりました、明らかに。

となると、当然、市民窓口サービスセンターもあけてもらわなければ困りますし、そこら辺の横の連携、ちなみに商工農水部長は前向きに検討すると明言しましたよ。ですので、ここは横の連携をとっていただいて、かつ、これだけのニーズがあるのですから、職員体制をちゃんとすればできるということですが、今の市民課長の言葉は。あと職員の体制をす

ればあけることはできるというふうに裏返せばとれるので、どうでしょうか、これはいろいろな検討の課題はあるでしょうけれども、検討はしていただきたい。商工農水部と連携をとって必ず協議はするべきです。どう思われますか。

加藤清助委員長

隣は検討すると言って、隣は検討しないと言うということね。

前田市民文化部長

土日夜間あるいは休日夜間のサービス強化については、市民文化部、非常に重点的な考え方の一つにしておりますので、現在の窓口サービスセンターの利便性等からサービスの向上につながるということについては、火曜日をもしあけて、今後、平日も無休化することについては、その方向とは合うことでございます。

ですので、今後、あそこの火曜日定休が見直されるということを一度、議論がどこまでできるかということはありませんけれども、その辺は前向きに検討して、あと人員の問題については庁内での調整も必要になってきますので、その辺はまだ課題はあるのですが、一度、そういう物産観光のほうを引き続き開くということになれば、当然、あそこを窓口サービスセンターが閉まっているということは市民サービスの点からもマイナスになりますし、ただ、全体のコストの負担もふえる話ですので、その辺も調整を図りながら必要最小限でどういう考え方で進められるかということも含めて前向きに検討してみたいと思います。

加納康樹委員

ぜひ商工農水部とも連携して検討の俎上には必ず上げていただいて何らかの形でご報告もいただきたいと思います。

コストとおっしゃいましたけれども、市民課長からもあったように件数として常磐地区市民センターの3倍も取り扱いがあるところですので、それに対してコストを充てることは市民サービスから考えれば当然のことだと思っておりますので、そういう観点からもご検討をお願いします。

それに関連すると思いますが、41ページの中段に、市民窓口サービスセンター調査研究事業についてということで、恐らく、今、部長が触れたところの調査研究をされたんだと

と思いますが、基礎資料を作成したとあります。別に資料を出せとは言いません、この場で簡単に、どういうふうな調査をしてどのような資料がまとまったのか、口頭で解説を願います。

石川市民課長

窓口サービスセンターの開設というところで、まず市内を3カ所に分けまして、既存の公共施設及び大型ショッピングセンターで、それぞれ利便性、交通の利便性、立地性、道路からのアクセスというところで調査をさせていただきました。

その中で、点数評価をさせていただいて、3地区に分けまして、それぞれ既存の公共施設、地区市民センターでありますとか、例えば北部ですとあさけプラザといった形の公共施設の中で順番をある程度つけさせていただいた中で、今後、新たにもう一つの土日・祝日対応の窓口サービスセンターがどこに立地するのが一番ふさわしいのかというところ等を含め、近隣の6都市には視察に行かせていただいたことと、それと同格都市、豊田市等の駅前の例えば再開発のビルの中にあるショッピングセンターの中に入っているような支所、あるいは窓口サービスを行っているところの調査をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

伊藤修一委員

委員会資料の39ページの女性相談事業ですね。それで、39ページの1の婦人相談員による面接電話相談ということで、これを見せていただくと、DVの関係でまず平成23年、平成24年を比較すると、一挙に4倍、隣で相談者の年齢が、10代が平成23年、平成24年で約8倍、20代も4倍、この数は異常というか、緊急事態というか、こういう状況を昨年度どのように認識していたのかということです。それで、そういうふうなことをまずお伺いして、その後、体制とか対応とかについて後からまた質問したいのですが、まず状況と認識だけ。

伊藤男女共同参画課長

こちらに挙げてあります件数は、実人数ではなく件数なんです。こちらは面接に1回来られた、括弧書きの面接とは、何回面接したかということなんです。それ以外の部分については、関係機関への連絡調整であったりという部分も含まれますし、電話相談の部分も含まれてきます。

実際の実人数としては、ほとんど変わっておりません。若干、減っている状況です。なのに、件数としてはこの数値が出てきているのが、特に10代、20代、おっしゃられたところがふえているのですが、非常に若年で本人自身も未熟な状態で子供を持ち、DVを受けというようなこともありますし、あるいは、DVに絡まないような案件でも、ずっと親からの虐待を受けて精神的にいろいろな、障害まではいきませんが、いろいろな部分を持って精神的に不安的な状況で非常に生きにくい中で生活をしてきた人たちが窓口で去年は非常にそういう方々が特に多かったというような状況でございます。

ちなみに、ことは去年ほどそういう方が今のところは見えていないというようなところでございます。

伊藤修一委員

今の課長の話だと、去年はたまたま多かったというような話で、本当にそういう認識でいいのかどうか、世間というか、全国でもいろいろな問題がある中で、課長さんはこの問題についてもっと危機意識があってもいいのではないかと私は個人的に思います。

それで、あと、 、 、 と、いろいろ番号がいっぱい入っておるのだけれども、DV防止の講演会をやって参加人数が30人、DVの防止講座をやって小学校が21回、中学校が2回、なぜ小学校が21回で中学校が2回、高校は行かなかったのか、中学校はなぜ2回なのか、全く理解ができなくて、その危機意識というものがこういういろいろなところにあらわれてきていないかと思うのです。まずそこら辺はどう考えたんですか。

伊藤男女共同参画課長

まずDV防止講演会ですが、参加人数が30人というのは、私どもももう少したくさんの方に来ていただきたいということで講座を開催させていただきました。声かけも特に昨年度は、DVって何とということ、私たちにできる被害者支援というような題目で、どちらかというと支援者向けの講演会になっております。

特に一番身近なところでかかわっていただくのが民生委員等ということで、そちらにも参加の願いはさせていただいたところですが、参加人数として30人になってしまった部分については、事前の広報等の努力がもっと必要だったということは反省しております。

あとのデートDV防止講座は、これは出前講座ということで、各市内の小学校、中学校にこういうデートDVの出前講座をやりますので、カリキュラムの中で時間をつくっていただいて、ぜひお取り組みくださいというようなことで取り組みをさせていただきました。その中で手が挙がってきたのがこれだけであったというところでございます。

高校については、昨年度までは県のほうが県下全ての高校向けのデートDV防止講座の出前講座を実施しておりましたので、昨年度は高校は市としては対象としておりませんでした。今年度、県が昨年度でそれが終わってしまいましたので、市としては今年度は高校にもご案内を出させていただいた次第でございます。

伊藤修一委員

小学校からデートDVの要請があったという、それが21件で、中学校から要請があったのは2件、これが四日市市の実態ではないですか。だから、危機意識があるかどうかと私は最初に課長に聞いたのだけれども、そういうところが市全体のこの問題意識につながっているのではないかと。

小学校の人が何でデートDVのことで講座に来てくださって、時間があるから来てくださうんさ。本当に必要なところへタイムリーに行くためには、いつも自分のテリトリーの中で手の届く人に、民生委員さんはいつも頼みやすいなという、そんな次元ではないじゃないですか。緊急事態というところは、もっとその意識が今まで手の及ばないところ、簡単に入れないところ、もっともっとこれから救いの手を入れていかなければいけないところの世代にみずから入っていくような施策がなかったら、逆にいろいろなところでそういうふうな後手後手の施策になっていくような気がします。

そういう部分では、これ1回、いろいろなことを総合的にもう1回組み直して、いろいろなところで足りないところや足りるところ、そういう部分を1回見直してほしいと思います。よく頑張っていた部分はあるとは思いますが、そういう部分で、あと体制が今どうなっているか。職員の非常勤職員、正職員、相談員、その辺の体制はどうなっているかだけお伺いしておきたいと思います。

伊藤男女共同参画課長

相談員ということで、婦人相談員は現在3名。3名とも専門職で、嘱託職員で対応させていただいております。

この女性相談事業が男女共同参画センターの事業の一つという位置づけになってございますので、同センターの職員として、私以下、正職員が3名でございます。あと1人、同センターに嘱託職員がおりますが、この職員はセンター事業対応ということになっていきますので、女性相談事業にかかわる職員体制については、正職員3名、それから嘱託の婦人相談員が3名という状況でございます。

伊藤修一委員

お伺いしますと、守秘義務とか、プライバシーとか、それから法的な関係とか、複雑な問題があるので、その専門職という部分は必要やと思うんです。

それにしても、実人数よりも相談のリピーターの数がどんどんふえていっている状況を考えると、本当にこの体制で維持していること自体が問題になってきて、人の命にかかわる問題やさまざまな社会問題を引き起こしている現状がある中で、私たちのこの四日市市で例えば正職員3名、嘱託職員3名の体制でいいのだということで臨んでいったら、必ずこれは次の問題を引き起こすし、逆に言えば行政の不作为、またその次、また事件があった、またマスコミが騒いだり、また職員の人がいっぱいなことでマスコミからいろいろ言われたとか、そういうことになると、男女共同参画センターなり女性相談の役割や信頼関係、本当にいろいろな市民の人があそこに相談に行き助かったとか、あそこへ行くと心安く相談を受けたとか、あそこでは啓発は今、一生懸命やっているという、いろいろな意味でスキャンダルとかいろいろなことがあった中でも、この事業は大事な事業だと思って人員の体制も見直していくべきではないかと思うのですが、その辺、部長、いかがですか。

前田市民文化部長

ご指摘のとおり点はあると思います。実際にこの女性相談の内容が非常に複雑化もしておりますし、非常に長引くような問題も出ております。それから、非常に多方面にわたった解決策を探らないといけないと。こういうことに関しては、職員がいろいろな経験を積んでいろいろな情報交換しながら進めるということ、関係機関との調整をしながら進めるということを高めていくことも必要ですけれども、現行の人員体制で難しい面が今後出て

くる可能性も高まってくると思いますので、このあたりについては、庁内でも十分そのあたりの方向性を踏まえながら、もう少し適正な人員配置については引き続き検討して対応できるような体制づくりは徐々に進めていく必要があるのではないかと。

それともう1点、職員だけでは難しい面もありまして、現在、実際に専門家、例えば弁護士であるとか、最近では心理的な問題も大きいので、臨床心理士のサポート、そのようなことも充実させていく必要があると思っております、非常勤的な形で何らかの形でサポートをさせられないかとか、人員、そういう適任の方がみえるかということもあるんですけども、そういうことも今後一つの課題として、全員そういった職員と専門家の連携も含めた解決のやり方についても反映していきたいと思っております。

伊藤修一委員

最後にしますけれども、啓発、相談、支援、三つはセット物で、どこかのバランスが崩れると、それにかかりきりになって、どこかがおろそかになってしまうという、そういうところがこの資料でもあらわれていると思う。いろいろなことを次回、また議会に報告していただくときには、こういうふうに改善しましたということをぜひ委員会に報告いただけるように、そして、マスコミからいろいろなことも言われることもあるかも知れないけれども、しっかり胸を張ってきちっと仕事の内容をきちっとやってもらうようなことを支援してやってください。お願いします。

小林博次委員

最後に当てていただいてありがとうございます。

伊藤修一委員と全く一緒の質問になります。細かいことは省略しますが、この男女共同参画は、特別にこういう課を設けて対応せんとあかんよということで、一定期間必要な事業なんやね。ずっと必要な事業ではないと思う。その中で見ていると、何か講座を開いて、だから、ここで言うと参画カレッジやハモリアフェスタ、このようなことをやってということで、事業内容が固定してきたように見えているわけ。

例えば、世の中全体を見てみると、我々以上の年代は、頭の中にあるのは現行憲法と違って欽定憲法なんや。それは家父長制度なんや。男女差別があるわけや、頭の中には。実際に差別するかどうかは別問題だけれども。今の若い人たちは平和憲法で、封建制度が否定されて自由主義が入った。でも、自由主義と利己主義とはき違えて方向性を見失ったの

が今の社会ではないかと思っているの。

そのような中でどうしても教育訓練して、例えば年寄りの80代の人に言うても、変われませんわ、これは。もうしみついているので変われへん、生きざまは。そうすると、若い世代にどう教えていくのかということをもうちよっときちっとやらないとまずいと思う。

例えばそれを推進している市役所の職員にどうやって男女共同参画をやれという教育をしているのか。してないやろ。推進している側の例えば商工会議所、あるいは商工会議所に参加している重立った企業の中できちっと理解させるということは、そんな難しい話ではないと思う。だから、極めて短時間のうちに広範囲に問題提起をして、世論として動かすというやり方をしないと、なかなか難しいと思う。

そうすると、集中的に短期間にやろうかとする、伊藤委員も指摘したみたいにどうも相談員の数も少ないよと。この程度のことなら別に男女共同参画課をつくらなくても、市民相談だけで事足りるのではないのかと。市民相談で事足りるといのは、答えを出していないのではないのと、そういうふうに言いたいわけやけど、この講座とか、この相談なら、別に男女共同参画課でなくてそれぞれの課で分散してやれるような中身なんやわな。それならせっかく課をつくった意味がないので、もう少しめり張りをつけてきちっと対応したほうがいいのかなと。

前からも言っているように、例えば男性社会で来ているから、女の人が商売を起業しようと思っても、銀行は金を貸してくれやんわけだ。そうすると、あなた方の課の仕事としては、商工会議所、銀行とタイアップして、起業するときは金を貸せるようなシステムと、それから、それを市のほうは保証するシステムをつくってやらんとあかんけれども、そんな問題提起はないわけやもん。市も男女共同参画課ができる前は、女性が起業すると、補助金があったわけや。途端になくなったわけや、あなた方の課ができたら。これは異常なことやね。

例えば、市の中でももうちょっと女性の地位を役所が与えてよということで、役職だけに目を当てると足らんぞということなんやけど、例えば部長になったら、部長の役割を果たしているかということ、果たせていないのが半分ぐらいおるんや、我々の目から見ても。これは何でと。部長というのはどんな仕事をするのという訓練をしていないから、そうなるわけや。日本の経営者でも、社長をしてもらっても、社長として役割を果たすことができないのが8割ぐらいおると言われているわけね。それは何でと。社長としてやるべきことが訓練されていない。

だから、出世させる前にどんなふうに訓練していくかということがないと、役職には結びついていかないわけ。何も足らんぞと。ここは割と女性の課長が多いんやけど、ということなんやね。

だから、何か役にはそのやり方、仕組みをつくって答えを出していくというやり方がないと、なかなかうまくいかない。だから、女性の共同参画社会実現についても、どんなやり方をしたら、何が問題で、それを解決したらよくなっていくのかという指標を出して、一つ一つ潰していくというやり方をしないと、これ、ここに書いてあること、例えば5年やったって答えは変わらないと思うよ。うまく相談に対応できなかつたら、相談件数がふえるだけで。だから、それではまずいので、もう少し本質を見直していただいて、今やっているものに加えてもっと成果が上がるような問題提起をしていただくとありがたいと思う。要望にとどめます。

加藤清助委員長

ご意見、要望で。

小林博次委員

部長から何かあれば。

前田市民文化部長

男女共同参画、まず今、女性の置かれている状況を踏まえて、女性に対する施策が、今、中心になっております。特にポイントで考えていかなければいけないのは、ワークライフバランスという考え方です。家庭での生活と仕事をどう調和させてやっていくかということの仕事を、家庭のいろいろな育児であるとか、介護であるとか、いろいろな問題を抱えつつも、仕事をやり切っていけるような環境づくりは、これは職場とそれぞれの人たちとの協力がないとできないことです。

ですので、このあたりについては、今まで十分ではなかったのですが、こういった取り組みも推進事業なども含めて、そのあたりについては解決の一つの糸口にはなるので、より啓発についてもどういう方向性、例えば市の中でもいろいろな諸制度の活用などを含めて職員がどういう形でやっていくかを体験していくことも大事ですので、そういった方向にも男女共同参画の立場から取り組んでいく必要があると思っております。

それから、女性相談員につきましても、先ほど申し上げましたような複雑化もしております。それからDV防止については、ここがその女性の方にとってあれば、一部は男性の方も最近、そういう相談事情が出てきているということもございますので、そういった対応については、引き続き要望いただいた点も含めて少しずつになるかもわかりませんが、強化できるように努力はしていきたいと思っています。

小林博次委員

コメントにまたコメントを出すけれども、例えば福祉の問題に触ると、ノーマライゼーションの理念に基づいてという。基づいても基づかなくても、少しも変わらへんわけや。そうすると、この男女共同参画のワークライフバランスの理念できちっとさまざまなニーズを捉えてという部長の答弁なんだけれども、そんなことを捉えなくても、全然変わらない。

だから、それをきちっと捉えて推進しようとする、さっき言うたみたいにもうちょっと規模を大きくして、問題に正確に答えるように、だから問題がどれだけあるのかをまず探し出してこんとあかんし、その一つ一つについてどうやって応えたらええのかというのも、答えは用意すべきだと思います。例えば第一段階はここまで行くけれども、ブロックなら一段は積むけれども、一段積めたら二段目をどうやって積んでいくのだというような問題提起を具体的にやっていかないと、このままでは先が見えにくいので、そのところを私のほうが要望したということでご理解ください。

以上。

加藤清助委員長

伊藤元委員、お伺いしますが、伊藤元委員以外の方でこの後、ご質疑ある方はみえますか。

それでは、質疑は伊藤元委員で終結したいと思いますので、ご了承願います。

伊藤 元委員

第二弾でごめんなさい。入り口を楠総合支所から入っていきたいと思うんやけれども、総合支所費の中の説明で一番最後の部分で、51ページ、今後も楠地区まちづくり構想の実現に向けて市民と協働した地域づくりをさらに推進しますと締めくくっていただいている。

非常にありがたい話なんやけども、このまちづくり構想、先だっても内部地区、それからもう1地区出てきたな、八郷地区かな、そうやな、内部地区と八郷地区が出たね。もうこれで市内で11地区ぐらいが出てきておるのかな。7地区だったかな。このまちづくり構想自体は都市計画の所管になっていくのかな、たしか。

しかしながら、これは地区市民センター別で地域・地区別構想なるものですから、地区市民センター別で各地区でその地区、地区の皆さんが一生懸命、夜集まって、将来のまちをどうやってしようということ、どうなったらええんやろうと一生懸命考えてもらってつくってきておる構想なんやけれども、ここでは、実現に向けてと強く書いてもらってあるんやけども、実現していくには予算が必要ですよね。都市計画課の担当者に聞くと、今のところ予算はとってありませんと言うんやわな。そうすると、それを先だって楠地区でその協議会があったときにちらっと聞いたら、みんな愕然としたんやさ。こんなことではあかんと僕は思っとるの。

やっぱり市民の人らに決定してつくってくださいよ、それが地域・地区別構想になり、そして四日市市の都市計画マスタープランに流れていきます、仕上がっていきますという説明をして、市民に一生懸命仕事をさせておるのに、当然、自分らのまちづくりなんやで、そうやってするのは当たり前なことなんやけども、でも、でき上がったら、それを実現するのが行政の仕事かなと。自助・共助・公助の部分で大概の構想は成り立っておるんやけども、公助の部分と共助の部分をどうしていくんやという部分の予算どり。これは部長にお願いしておきたいんやけども、庁内でしっかりと連携をとってその予算どりを頑張っていってほしいの。

それで、早く出したところと遅いところの違いは区別があってもいいんじゃないのかな。そうすると、もっとほかの地域も危機感が出てきて、そうすると進み出す。そうすると、四日市市の都市計画マスタープランもしっかりとしたものが早くできるんじゃないのかという気がしておるんですよ。

今後の取り組みとして、入り口は楠総合支所から入ったけれども、地域・地区別構想なるまちづくり構想ですね、各地区の、その推進に向けてどういうふうに市民文化部長としては考えてみえるのか、少しコメントを聞かせていただきたいのです。

前田市民文化部長

今、各地区でまちづくり構想などが整備されてきております。そこでいろいろ議論の場

があって、いろいろなグループもできたりとか、こういうふうにまちをやっていこうやないかというような話し合いがされて、その熱気もある。

この構想が出しても、ハードについては少しお時間がかかるということなのですが、特にソフト的な事業について、もう少しそれをより引き継いで何か形にできていくような方法論はないのか。

基本的には、地域の総合補助金制度がありますけれども、これもなかなか既存の枠組みというか、既に事業化されているような地域の事業もあって、それを急にやめてというわけにもいかないしと。

そこで6月定例月議会でも、館長権限をもう少し強化する中で何か手法はないものかというようなご提言もいただいておりますので、今、そういったことも含めて地域にもう少しそうした予算的な対応も考えながら、このまちづくり構想などで地域合意が得られているような、特にソフト面の事業について何らかの対応方策を、今、検討しております。

また予算に向けてもう少し議論を深めたいと思っておりますので、考え方が整理できれば、またお示ししていきたいと思っております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

まさに今、部長に言っていただいたように、ソフトの部分はしっかりと市民文化部さんの受け持ちかなと思うんです。例えばこれ、総合支所費の中に地域活動支援事業を組んでもらって決定、使えるようになっていきますやんか。これは何をしたのかというと、資料で48ページで書いてもらってあるけれども、こういった活動の設定がどんどん進んでいくように、やっぱり各地区市民センターにもう少し財源を移行させてあげて、特色あるようにそこで進めていく、地域が一丸となって進めていく活動、その上でまた構想に従ってということの部分を実行できるような方策は必要だと思いますので、今、部長からその辺を検討もしつつ進めていきたいというようなお話もあったので、これでいいのかなとは思っておりますが、ぜひそれを早く目に見えるような形で提出した地域には実行をしてやってほしいと要望しておきまして終わっておきます。

以上です。

加藤清助委員長

以上をもって質疑を終結いたします。

確認いたしますが、全体会送りなしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤清助委員長

それでは、討論はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤清助委員長

これより採決に入ります。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分について認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤清助委員長

異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分について、別段異議なく認定すべきものと決する。]

加藤清助委員長

この後は協議会に切りかえますが、理事者のメンバーが一部退席されると思います。

委員の方にお諮りいたしますが、午前中には終わりますけれども、休憩を少しとりますか。

伊藤修一委員

続けてお願いします。

加藤清助委員長

小林委員、11時半がタイムリミットでしたね。

では、理事者のほう、協議会のご用意をお願いいたします。

11:14 休憩

11:31 再開

加藤清助委員長

委員の方は、あと1件、事項で休会中の所管事務調査についてであります。お手元の審査日程の最後にその他の項で、休会中の所管事務調査についてということで日程案ですが、第1回を2案、10月24日もしくは10月25日、両方とも午前・午後いずれか。第2回がこれも2案、11月19日または21日ということでお示しさせていただいておりますが、何をやるかということにもよるのですけれども、1回にするか、2回にするか。別紙でペラ1枚でこういうのを参考に、配られていますか。机の上にあったかと思うのですけれども、一番最初のときに。一番最初のときだったと思います。ペラ1枚。ペラ1枚で所管事務調査、過去のこの産生委員会の所管事務調査の調査事項の項目であります。これらが今までやってきた項目でありますけれども、後ほどどうするかは検討させていただくとして、日程だけ押さえるということで、第1回、1案、2案ございますが、10月24日もしくは10月25日、ご都合悪い方はございますか。どちらが。

加納康樹委員

10月25日をお願いします。

加藤清助委員長

10月25日でございますという意見ですので、10月25日。午前、午後はどちらでもいいですか。10月25日の午前、午後。

加納康樹委員

午前で。

加藤清助委員長

午前で確定させていただきます。

それから、2回目ですけれども、小林委員は退席されましたが、1案のほうにしてほしいというのが申し出られております。11月19日、火曜日、これは午前に必然的になります。

〔1回目日程は10月25日金曜日午前、2回目日程は11月19日火曜日午前と決定する。〕

加藤清助委員長

それから、所管事務調査の調査事項についてはいかが取り計らいましょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

加藤清助委員長

一任という声が上がりましたが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤清助委員長

それでは、正副一任を受けてまたお示ししたいと思います。

以上をもって全ての日程を終結いたしました。

長時間にわたりお疲れさまでございました。